



史料翻訳 神聖ローマ皇帝ルドルフ二世による図像 に対する印刷特認権

川上, 恵理

(Citation)

美術史論集, 24:117-133

(Issue Date)

2024-02-17

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100493543>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100493543>



史料翻訳 神聖ローマ皇帝ルドルフ二世による図像に対する印刷特認権

《キーワード》 北方版画 著作権 版權

川上恵理

神聖ローマ皇帝ルドルフ二世（一五五二—一六二一、皇帝在位：一五七六—一六一二）の統治時代は、ヘンドリック・ホルツイウスやサデラー一族、キリアン一族といった優れた北方の版画家が活躍した時代であった。その版画制作の文脈において、プラハは従来、主として宮廷芸術家による原画の提供の面で取り上げられてきたが、広大な領土を抱き、強い影響力をもった神聖ローマ帝国の皇帝による印刷特認権（*privilegium impressorium*）の発行もまた、版画発行を支える制度として看過することはできない。

印刷特認権とは、書物をはじめとするさまざまな印刷物の偽版の流布による損失を避けることを目的としたものである。その点で、著作権の原初期的形態と見なされる。そのため、書物史だけでなく、法制史や経済史の領域においても注目を集めてきた。ただし、当該分野の研究は書物の出版に対する関心が主となり、版画に対する印刷特認権に重点を置いた研究は依然として少ない^①。

これまで本稿筆者は本誌において、ルドルフ二世が銅版画家十三名に対して付与した印刷特認権の訳出を行った^②。本稿は、その続編

として、版画家に対する印刷特認権に限らず、より広く図像に対する印刷特認権をとりあげ、印刷された図像の不許複製に対する印刷特認権発行の実態を明らかにする。この研究は、前稿同様、イメージに対する印刷特認権の実態を整理し、版画史における帝国の役割を考察することにつながるだろう。

一 印刷特認権の概要と成立過程

今回の対象となる図像に関する翻訳について触れる前に、まず近世ヨーロッパにおける印刷特認権の基本情報と、次いで神聖ローマ帝国の印刷特認権について、これまで述べてきたことを中心に、適宜情報を加えつつ、概略をまとめておく。

印刷物に対する特認権の成立は、グーテンベルクによる印刷術の発明等により、書物の印刷が盛んになった時期と軌を一にしている。書物の偽版、いわゆる海賊版の出版の際には、書物の作成に関わるさまざまな手間や、著者への原稿料といった費用を省くことができ

るため、より安価に出版することが可能となるが、それは元々の書物を扱う出版業者に経済的に不利益を与える可能性があった⁽³⁾。そのため、出版業者らは公権力に特認権の発行を願い出るようになった。不許可の複製を禁じる最初の印刷特認権は、一四八一年にミラノ公が発行したものとされる⁽⁴⁾。やや遅れて一四八六年に、ヴェネツィアにおいても、記録されているものの中では最初の印刷特認権が、書物に対して発行された⁽⁵⁾。なお、図像に対する最初の印刷特認権は、一五〇〇年に出版業者アントン・コルプがヤコポ・デ・バルバリの《ヴェネツィア鳥瞰図》(図1)に対してヴェネツィア共和国のコツレージョから得たものとされる⁽⁶⁾。ウイトコムは、コルプが得た特認権は、特定の価格での販売許可と税の免除のためのものであり、著作権を目的としたものではないとしている⁽⁷⁾。ただし、その請願の記録の末尾には「いかなる者も四年間、同様の形で制作することはできない⁽⁸⁾」という一文が含まれている。いずれにしても、印刷特認権の制度はミラノとヴェネツィアよりヨーロッパ全土に広がった。

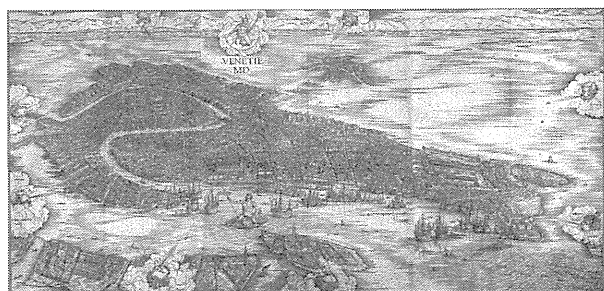


図1 ヤコポ・デ・バルバリ《ヴェネツィア鳥瞰図》1500年、木版画、ミネアポリス美術館

フランスでは一四九八年に最初の印刷特認権が発行され、イギリスでは一五一八年に発行されている⁽⁹⁾。なお、著作権の国際的な保護は十九世紀末まで実現せず、これらの印刷特認権はその領域内でのみ有効であった⁽¹¹⁾。

二 神聖ローマ帝国の印刷特認権

神聖ローマ帝国の印刷特認権は、特定の印刷物について、定められた期間内に、特認権を得た者の意を伴わないか、またはその者の損失となるような複製が出版されることや、そうした不許複製の帝国内での販売を禁じるものであった⁽¹²⁾。帝国では皇帝と諸侯による特認権が併存する形となるが、本稿で扱うのは皇帝による印刷物に対する印刷特認権である。皇帝の特認権が最も効力があり、帝国の範囲内で有効とされたが、厳密に何が帝国に属しているかは重要ではなかったようである。一方、諸侯による保護状は、その領地内でのみ有効であった。

帝国の最初の印刷特認権は、人文主義者コンラート・ツェルティスによって創立された人文主義者の協会(Sodalitas Celica)に与えられたものとされる⁽¹⁴⁾。ただし、発行された印刷特認権は現存せず、一五〇一年にガンダースハイムのロスヴィータの手稿を出版した書物(*Opera Hrosuite*)や、翌年刊行の『愛の四書 *Quatuor libri amorum*』の書物内の記載から確認できる。それによれば、後者の書の印刷特認権は十年間有効であったことと、この時期の帝国の印

刷特認権は帝国統治院 (Reichsregiment) が発行していたことがわかる。その後、一五二〇年代に入ると、皇帝マクシミリアン一世の名のもとに印刷特認権を発行しており、代理で皇帝の顧問官がこれら初期の印刷物の特認権を与えていた。⁽¹⁵⁾ また、帝国が発行した印刷特認権としては最初期のものに、アルブレヒト・デューラーに関するものがある。一五二一年には、恐らくデューラーは『聖母伝』と『大受難伝』、『小受難伝』に対して皇帝の印刷特認権を得ている。⁽¹⁶⁾ 前述のロスヴィータの書物にもデューラーの版画は掲載されるが、一五二一年刊行の書ではデューラーは挿絵制作だけでなく、出版者としての役割を果たしている。たとえば『小受難伝』のコロフォンには、「一五二一年に画家アルブレヒト・デューラーによってニュルンベルクで印刷される」と記される。コロフォンには、同時に、皇帝マクシミリアン一世の名が記され、偽の型でこれらの図を印刷することやその販売を帝国内で禁じる旨が記載される。⁽¹⁸⁾

次第に十六世紀後半になると、印刷特認権の管轄機関が定まり、手続きも整ってくる。管轄機関は帝国宮内法院 (Reichshofrat) となり、この制度は一八〇六年の帝国の解体まで続いた。⁽¹⁹⁾ こうした機関が発行した印刷特認権の文書は、現在ではオーストリア国立文書館の家門・宮廷・国家文書館に保管されている。⁽²⁰⁾ ただし、先ほどのツェルティス協会の事例からも明らかのように、失われた特認権も多い。上記の文書から読み取れる印刷特認権の請願者は多様である。印刷業者や書籍販売業者、出版業者、修道会だけでなく、申請の四分の一に迫るとされるのが、著者や翻訳者、編集者、注釈者である。⁽²¹⁾

また、製本師も一定数認められる。暦や年鑑、祈祷書や讃美歌集などの印刷物を可能な限り耐久性のある方法で製本する職業であったようだが、今回本稿でとりあげる中にも製本師が製本した祈祷書に対する印刷特認権がある (翻訳3)。さらに、神学者や聖職者、それから法学者や天文学者など聖俗諸分野の学者がいる。また、作曲家も宮廷とのつながりの深さゆえに比較的多いとされる。そして、版画や書物等の挿絵、暦といった、図像に特に関係する申請者としては、版画家を含む美術家、そして暦職人などがいた。地理学者や測量技師による地図への特認権の申請も、図像に関する申請に含むこともできよう。そして、新聞といった定期刊行物も十七世紀以降増加したようである。申請は必ずしも図や本文の作者、あるいは出版者が行ったわけではないため、以上のように、印刷物に関わるさまざまな立場の者が印刷特認権を得ていた。

しかし、印刷特認権は義務付けられたものではなく、それを申請された印刷物は決して多くはない。コピーツの調査によれば、帝国の崩壊までに刊行された書物のうち、一パーセント以下のみが特認権の申請をされたという。⁽²²⁾ 要因としては、申請の手続きに精通する印刷業者の少なさと、条件や手続きの費用や煩雑さ、宮廷所在地との距離にあると推測されている。

そして、印刷特認権の内容と体裁についても触れておきたい。その内容は、伝統的に引き継がれた型に倣って構成されていた。⁽²³⁾ 主として十六、十七世紀には一部はラテン語で、一部はドイツ語で記された。書き出しは皇帝の名が称号付きで強調される。続いて、公に

知らしめるよう指示がなされ（プブリカティオ）、その後、皇帝が印刷特認権を発行する理由を説明される（アレnga）。そして、ナラティオが、保護状を許可する更なる理由を説明する。その後、皇帝が帝国代理のデイスボティオ、つまり皇帝の意思表示が命令形で要請される。また、罰則（Poenformel）において、法を犯した際の罰金か、あるいは処罰を行うとの警告文がある。罰金は金四マルクから金三十マルクであり、帝国の場合は、その半額は帝国の国庫、もう半額は特認権付与者に分配されたという。この金額は、有効期間やテキストの種類と重要性によって定められたようである。さらに、通常は有効期間が設定される。この指示がない場合は、官房書記の誤りか不注意に起因する可能性が高いようである。有効期間は、三年か五年、十年が多かったとされる。時おり請願書では希望する有効期間を書き記していることがある。請願書において、請願者が多大なる費用がかかったこ

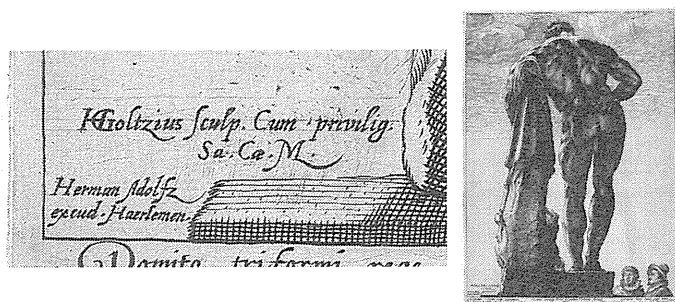


図2 ヘンドリック・ホルツィウス《ファルネーゼのヘラクレス》、1617年出版（1592年頃版刻）、エングレーヴィング、ニューヨーク、メトロポリタン美術館

とや、その努力を強調する理由は、以前の申請形式を踏襲するだけでなく、より長期での有効期間を得るためという可能性も考えられるのかもしれない。ただし、期間が長い場合は申請の際の手数料も上がった可能性も指摘されている²¹。また、一定数の見本を帝国宮内法院に納める必要があった。通常五部で、定期刊行物の場合は大抵十八部だったとされる。最後に、皇帝か代理人の署名があり、皇帝の印璽が付された。

こうして印刷特認権を得たのち、書物と同様に版画においても印刷特認権の存在を示す銘文を入れることができた（図2）。通常は、その一文は原版に彫り込まれた。ただし、義務付けられたものではなかったため、特認権を得ていても記載されないこともあったようである²²。

三 画像に対する印刷特認権について — 本稿の特認権を中心に

最後に、本稿や前稿で訳出したルドルフ二世が発行した画像に関する印刷特認権および請願書や、参考表（表1）に記載した文書の調査の結果、画像に関する印刷特認権に関して明らかになったことをいくつか述べておきたい。

これらの印刷特認権の申請者をみていくと、職業は画家や肖像画家、銅版画家、木版画家（なかには印刷業者や絵入り書職人[Briefmaler]を兼任する者もある）、腐食銅版画家、そして建築家

といった造形芸術に関わる者が含まれるが、その他に製本師や指物師、さらに書記官といった官職につく者もいた。

官職につく者や、諸侯に仕える画家等の身分の者が一定数含まれるのは、皇帝や発行機関に間接的にでもつながりがあると、印刷特認権の付与に有利であった可能性があるだろう。⁽²⁶⁾たとえば、故パウ・マインペク（翻訳4）は、印刷特認権の文書によれば、ラテン局に所属していた。ラテン局は帝国宮廷宰相府にあり、前稿で訳出した版画家のヤン・ミューラーが版画を提出するよう求められていた部門であるため、印刷特認権発行に有利な人脈を得ていた可能性⁽²⁷⁾があるだけでなく、手続きなどにもある程度通じ、その影響が未亡人にもあったとも推測される。さらに、前稿で扱った版画家のヤン・サデラーは、申請時に請願書と推薦書⁽²⁸⁾を提出していた。推薦者はシュヴァルツエンベルク伯オットー・ハインリヒであり、帝国宮廷宰相府を実質的に率いた帝国副官房長ジグムント・フィーハウザーに宛てていた。これはサデラーの評価に重要な影響があったであろうことが指摘されている。⁽²⁹⁾また、デューラーの挿絵入り書物の印刷特認権を得たゲオルク・パロイター（翻訳3）は、フランスの皇太后エリザベート・ドートリシユの製本師であったが、ルドルフ二世がデューラー作品の熱心な収集家であっただけでなく、エリザベートがルドルフ二世の姉妹である点が申請に影響した可能性がある。同様のことが、フェリペ二世の命でエル・エスコリアル修道院の建築事業に関わった建築家ファン・デ・エレーラにも言えるかもしれない（翻訳1）。ルドルフ二世は、義理の伯父フェリペ二世のスペイ

ン宮廷で少年期を過ごした。その一方で、「ブランデンブルク侯の肖像画家」とされるアンドレアス・リールの申請は少なくとも一度退けられている（翻訳5、6）。

さらに、申請時に述べた作品と実際の出版物の間にある程度の変化があったとしても問題とされなかった様子であることも、本稿の事例からうかがえる。「ヴェルテンベルク公の画家」ヴェンデル・データーラインは建築論を全七巻で構想し、一五九二年の請願書（翻訳2）でその内容を子細に述べ、請願書裏面の記載によると同年印刷特認権を得たようである。翌年、予定通りの五つのオーダーに関する第一書『五本の柱の建築と分類：第一書 *Architectura und Austheilung der V. Seulen. Das erst Buch*』（シュトゥットガルト、一五九三年）が刊行され、さらにその翌年の一五九四年に『建築：種々の方法によるポータルと扉の骨組みについて：第二書 *Architectur von Portalen und Thürgerichen mancherley arten. Das ander Buch*』（ストラスブル、一五九四年）が刊行される。そして、一五九八年には、一五九三年と一五九四年の改訂版となる『建築：五本の柱の分類と対称性、比例について *Architectura von Austheilung Symetria und Proportion der fünf Seulen...*』（ニュルンベルク、一五九八年）が出版される結果となった。⁽³⁰⁾なお、五つのオーダーに関する書籍は、ガブリエル・クラマーも刊行し、印刷特認権を得ており、この時期の流行が見てとれる。⁽³¹⁾

くわえて、パロイターやエレーラが得た印刷特認権（翻訳3、1）は、提出した印刷物が皇帝の手や宮廷図書館に渡っていた可能

性を考察する一助となりうる。まず、パロイターが祈祷文を添えて製本したというデューラーの版画は、一五〇七年から一五二二年頃に制作された、いわゆる『銅版画受難伝』である可能性が高い。

一五九三年にイエズス会士ゲオルク・シェラー (Georg Scherer) が、祈祷書の形でアウグスブルクでシェーニヒ (Val. Schöniig) にこの連作を印刷させた⁽³²⁾とされる。その際、モノグラミストI Fが細密画の形で彩色し、金によって際立たせており、かつ装丁もされているようである。シェラーの名は本特認権の請願書に確認でき⁽³³⁾、また特認権の「短い祈りが添えられた」という記述とも一致し、特認権の発行年と書籍の刊行年も一年差であるため、この祈祷書への印刷特認権であると考えられる。そして、一六〇七年から一六一一年に編纂されたルドルフ二世のクンストカマーの目録をみると、「一冊の黒革の小祈祷書、細密画による小さな図像、確実にデューラーの作風による⁽³⁴⁾」とあり、記述との類似から、この祈祷書がルドルフ二世に所有されていた可能性も認められるだろう。ただし、パロイター自身が皇帝に直接献呈することも考えられるため、印刷特認権を得て提出した印刷物がクンストカマーに収蔵されたかは可能性の域を出ない。くわえて、エレーラのエル・エスコリアル修道院の素描に基づくピーテル・ペレット版刻の版画がオーストリア国立図書館に収蔵されていることも興味深い⁽³⁵⁾。この図書館の前身は宮廷図書館であり、ルドルフ二世の時代にはすでに存在していた⁽³⁶⁾。

以上のように、図像に関する印刷特認権をとおして、宮廷と芸術家および職人の関係性や、芸術家にとってのその重要性、また当時

需要があった印刷物など、さまざまな面が明らかになる。帝国は広大な領土を有したゆえに、印刷特認権の有効範囲も広く、それは申請者にとって魅力的かつ有益であったに違いない。また、宮廷から離れた土地や外国からの申請は、申請者に金銭面で多大な負担がかかったはずであり、それらの申請は、それでも印刷特認権を得るだけの魅力が帝国にあったことの証左となる。帝国は、印刷特認権の発行という点で近世ヨーロッパの印刷物や印刷された図像の流通のひとつの中心として機能したのである。

翻訳

以下では、時系列順に図像に対する印刷特認権およびその請願書を翻訳する。本稿で訳出する対象は、皇帝ルドルフ二世が発行した印刷特認権のなかでも、印刷された図像に対する印刷特認権か、あるいは特認権が現存しない場合はその請願書である。ただし、暦や地図は含めず、特筆して訳出する内容を含まない簡潔な印刷特認権も対象としていない。なお、訳文の「」内の日本語は訳者が補ったものである。また、翻訳にあたっては、ヴォルテリーニの翻刻を底本としている⁽³⁷⁾。

(1) 一五八四年六月七日、ファン・デ・エレーラ⁽³⁸⁾

一五八四年六月七日、ブラハ。

皇帝ルドルフ二世は、ファン・デ・エレーラの願いに基づき、(以

下のとおり素描の複製を」禁じる。彼は、エスコリアルルの町近くのトレド王国にある王立サン・ロレンソ修道院⁽³⁹⁾の聖堂およびその他の建築物と記念すべき事物から成る全建築の素描を制作しており、スペイン王フェリペ二世の特認権により印刷させた。この素描のあらゆる複製については、複製の没収と金十マルクの過料を科す処罰を下す。ただし、エレーラは、彼の印刷物の三部を帝国宮廷宰相府ラテン局に送らねばならない。――一五八四年六月七日、プラハにて付与。

(2) 一五九二年五月十一日以前、ヴェンデル・データーリンに

よる請願書⁽⁴⁰⁾

(一五九二年五月十一日以前)

ストラスブールのヴェンデル・データーリンは、シュトゥットガルトのヴュルテンベルク公の画家であるが、彼が皇帝ルドルフ二世に申し上げることは、彼は長年、習得した技を熱心に磨き、以下ことが可能になるまで仕上げた。つまり、私〔データーリン〕はその技を私のために私自身で保つだけでなく、他の人々にその技を用いて尽くし、建築と芸術のすべての愛好家に対して印刷をとおして伝えることができたのである。それにより、私はひとつの作品を七冊の書物に分けることとし、これに二八〇枚の銅版画作品を収められるだろう。第一書は、より簡単に容易な、若者に理解しやすい形式で、五本の柱という根本的な分類を含むだろう。ただし、これはこれまで他の人々によって示されてはいない。それから、私は

縁飾りとアーキトレープ、フリーズ、コーニスと、その上にさまざまな装飾がついた、これらの柱、円柱または柱頭を極めて熱心に描き、目を惹きつけた。第二書では、多種多様なポータル、扉、そして紋章がその飾りも添えて現れるはずである。第三書では、そこにさまざまな窓とゲーブルの抜粋をのせるだろう。第四書は、さまざまな暖炉や、煙突、暖炉の扉をその中に含むだろう。第五書は、流下式噴泉とくみ井戸、そして手水鉢をその中に含むだろう。第六書では、私はさまざまな墓碑銘とその装飾に一部を成すものを分類した。第七書そして最後には、十二ヶ月を、それぞれの星座とともに多種多様な方法と特別な方法で作りに上げた。そこに、文章と解釈のついた、古くから考察の対象になってきたケベスの奉納画⁽⁴¹⁾が、あらゆる建築家と工員ら、石工と彫刻家、画家と指物師、とくに修行中の若者、それから芸術のあらゆる愛好家の利益と〔彼らに〕教授するために、現れる。そういうわけで、彼はこれらの作品を印刷させることを望み、彼は皇帝に複製を禁ずるように願う。

裏面…十年間の承認 J・クルツ。S・エルステンベルガー。
一五九二年五月十一日施行。

(3) 一五九二年五月二十九日、ゲオルク・パロイター⁽⁴³⁾

一五九二年五月二十九日、プラハ。

皇帝ルドルフ二世は、フランスの皇太后エリザベート(・ドートリシュ)の製本師であるゲオルク・パロイターの願いに基づき、〔以下の複製を〕禁じる。彼が述べたところでは、オーストリア家のロー

マ皇帝の家系についての一冊の小冊子と、さらに、いくつかの美しいカトリックの短い祈りの添えられたアルブレヒト・デューラーの受難伝図像のあるもう一冊の小型本を印刷させることを望んでいる。帝国と世襲領の全臣民に対して、特認権の日から十年間、これらの書籍の複製と複製の売買については、パロイターのために複製を没収する処罰を下す。ただし、彼の者は、帝国宮廷宰相府に〔印刷した書籍を〕二部送らねばならない。――一五九二年五月二十九日、ブラハにて付与。

(4) 一六〇〇年三月十四日、マルタ・マインベク⁽¹⁴⁾

一六〇〇年三月十四日、プルゼニユ。

皇帝ルドルフ二世は、帝国〔宮廷宰相府〕ラテン局の書記官であったマインバハのパウル・マインベクの未亡人、マルタの求めに応じ、以下を禁じる。彼女が皇帝に述べたところでは、彼女の亡くなった夫君は、我らがオーストリアの名高き家系より輩出されたる、神なる皇帝たちならびにローマ人の王たちの似姿を、われら自身までも含む、我らに至るこの上なく明白な記憶のために、私財を投じて、銅や銅の薄板に刻ませた。そして、ラテン語の成句で作られたある種の賛辞で飾った。それを、彼女はいまや出版することを望んでいる。帝国と世襲領の全臣民には、五年の間、これらの図像の複製については、〔複製の〕没収と金五マルクの処罰を下すこととする。

――一六〇〇年三月十四日、プルゼニユにて付与。

(5) (一六〇四年八月十一日以前) アンドレアス・リールによる請願書⁽¹⁵⁾

願書

(一六〇四年八月十一日以前)

ブランデンブルク侯の肖像画家であるアンスバハのアンドレアス・リールが皇帝ルドルフ二世に申し上げることには、彼は、ブランデンブルク選帝侯家と、ブランデンブルクの辺境伯の故ゲオルク・フリードリヒのきわめて称賛すべき面影や、クリスティアンとヨアヒム・エルンスト、プロイセン公など、つまり旦那様方の肖像を制作し、銅板に彫らせ、アウグスブルクで印刷させるつもりである。そして、皇帝にこれらの肖像を何人たりとも複製することを許されないという特認権を願っている。

裏面…一六〇四年八月十一日、〔帝国〕宮内法院。

(6) (一六〇五年三月二十日以前) アンドレアス・リールによる請願書⁽¹⁶⁾

願書

(一六〇五年三月二十日以前)

ブランデンブルク侯のアンスバハの肖像画家、アンドレアス・リールが皇帝ルドルフ二世に申し上げることには、ブランデンブルク家の何名か、選帝侯と侯爵およびそのご令閥の肖像を銅板に彫り、印刷を行わせているところなので、最近、皇帝陛下に謹んで請願した。何者もそれらを複製することを許されないう、皇帝陛下が私にこの上なく恵み深い皇帝の特認権を授けてくださることを望んでいた。そしてこうした私の具申内容に対して、この上なく恵み深い回

答を私に与えてくださったので、私はこうした肖像を、まずご覧いただくために、送るべきでしょうから、陛下のもとへもお持ちする。皇帝陛下の帝国宮内法院、そして陛下に謹んで従うゆえ、彼は今一度皇帝に、これらの版画のあらゆる複製を禁止させる特認権の授与を願ひ出る。

裏面…一六〇五年三月二十日、そして異なる者の手で…一六〇五年三月二十四日、〔帝国〕宮内法院。

(7) 一六〇六年九月一日、オットー・ウエニウス（オットー・ファン・フェーン）¹⁷

一六〇六年九月一日、プラハ。

皇帝ルドルフ二世は、オットー・ウエニウスの願いに基づき、以下を禁ずる。彼が述べたのは、彼は、人生の初めの頃より絵画のわざを修練してきた。また彼は日々、自らのさまざまな図像が、銅板に刻まれるように配慮し、世に出している。それらが娯楽だけでなく、公の有用性をもたらしように、ということであった。これらの版画のあらゆる複製を禁じ、複製の差し押さえと金十マルクの過料の処罰を科す。ただし、これらの版画は醜聞となるものや、カトリック教と帝国法に反することを含んではならず、ウエニウスはこれらの図像の少なくとも三部を帝国宮廷宰相府に送らねばならない。——一六〇六年九月一日、余のプラハの王宮にて付与。

(8) (一六〇八年十月三十日以前) ジャック・デ・ヘイン二世による請願書¹⁸

(一六〇八年十月三十日以前)

ジャック・デ・ヘイン〔二世〕が皇帝ルドルフ二世に申し上げるところでは、彼は若い頃より、少なからぬ努力と働き、そして労力のかかる多大なる骨折りによって習得した彫版術で、他の技芸よりも優れた、さまざまな宗教的作品と世俗的作品を生み出すよう、特別な勤勉さでもって常に専心しており、さらに、そのわざによって生計を立てたいという彼の希望は、しかし、他の人々によってたびたび無に帰せしめられるということが、日に日に憂慮すべきとなっている。それゆえに、彼は、他の君主にもましてあらゆる自由学芸の愛好家として広く知られる皇帝に、何人たりとも、六年間の間、彼が作り上げた版画を模して彫版し、エッチングを行い、〔木版で〕彫版し、印刷してはならないとする内容の特認権を願ひ出ている。裏面…提出日一六〇八年十月三十日。一六〇九年二月十三日施行。

(9) 一六二〇年二月十一日、ジャック・デ・ヘイン二世¹⁹

一六二〇年二月十一日、プラハ。

皇帝ルドルフ二世は、ジャック・デ・ヘイン〔二世〕の願いに基づき、〔以下のとおり、図の複製を〕禁ずる。彼は、自らの労力と支出により銅板に彫版され、たぐいまれなる熱意で彫琢されたある図像を発行したいと述べた。発行の時点より十年間、これらの銅版画のあらゆる複製と、その複製の販売については、複製の没収と金十

マルクの過料の処罰を科すこととする。ただし、図が下品なものや、よい風紀を損ねるものを含まず、ヘインが帝国宮廷宰相府に「刷りを」少なくとも三部送る限りにおいてとする。――一六二〇年二月十一日、余のプラハの王宮にて付与。

附記

本稿は令和五年度科学研究費補助金（JP21K12863）による研究成果の一部である。

特認権の翻訳に際して、神戸大学の佐藤昇教授と久山雄甫准教授にご助言とご助力いただいた。ここに記して感謝申し上げます。

註

- (1) 版画に対して発行された印刷特認権については、以下の書で言及される。
Wittenberger, T., *Das Kunstfälschertum: Entstehung und Bekämpfung eines Verbrechens vom Anfang des 15. bis zum Ende des 18. Jahrhunderts*, Weimar, 1940, pp. 186-190; A. Griffiths, A., *The Print before Photography*, London, 2016, pp. 95-107; Landau, D., Parshall, P., *The Renaissance Print 1470-1550*, New Haven and London, 1994, pp. 298-302, et passim; Pon, L., *Raphael, Dürer, and Marcantonio Raimondi: Copying and the Italian Renaissance Print*, New Haven and London, 2004, pp. 38-66; Limouze, D., *Aegidius Sadeler (c. 1570-1629): Drawings, Prints and Art Theory*, Ph. D. Diss., Princeton University, 1990, p. 61, n. 41. ウェイトコムは、十六世紀のヴェネツィアとローマにおける版画の特認権について著述する。Witcombe, C. L. C. E., *Copyright in the Renaissance: Prints*

and the Privilegio in Sixteenth-Century Venice and Rome, Leiden, 2004. アウグスブルクの印刷特認権についてはロバート・マンの論考に詳しく、版画家にも言及している。Koppitz, H. J., "Kaiserliche Privilegien für das Augsburger Druckgewerbe", *Augsburger Buchdruck und Verlagswesen von den Anfängen bis zur Gegenwart*, ed. by H. Gier and J. Janota, Wiesbaden, 1997, pp. 41-52. 出版許可と検閲に関しては、グリフィスの書のはかに次を参照のこと。Voet, L., *The Golden Compasses*, 2, pp. 255-57, 276-77.

- (2) 川上恵理「史料紹介 神聖ローマ皇帝ルドルフ二世による版画家への特権付与について」、『美術史論集』二二号、神戸大学美術史研究会、二〇二一年、(一)―(13)頁。

- (3) リュシアン・フェーブル、アンリ・ジャン・マルタン（関根素子、宮下志朗、長谷川輝夫、月村辰雄訳）『書物の出現』下、筑摩書房、一九八五年、一六―一二七頁。Koppitz, H. J., *Die kaiserlichen Druckprivilegien im Haus-, Hof- und Staatsarchiv Wien: Verzeichnis der Akten vom Anfang des 16. Jahrhunderts bis zum Ende des Deutschen Reichs*, Wiesbaden, 2008, pp. vii-xx.

- (4) Gieseke, L., *Vom Privileg zum Urheberrecht*, Göttingen, 1995, pp. 39-40; Koppitz, op. cit., 1997, pp. 41-42; Koppitz, op. cit., 2008, p. ix; Witcombe, op. cit., p. 328. フェーブル／マルタン、前掲書、一一九頁。

- (5) Koppitz, op. cit., 1997, p. 41; Witcombe, op. cit., p. 53.

- (6) Wittenberger, op. cit., p. 186; Landau-Parshall, op. cit., pp. 237, 300; Griffiths, op. cit., p. 100. 本版画については、以下に言及される。Pon, op. cit., pp. 46ff.

- (7) Witcombe, op. cit., pp. 32-33, n. 20. 特認権 (privilegio) には種類があり、研究者によつてやや異なる分類がなされるが、ウェイトコムは、一時的な専売権と、印刷術などの発明や技術の発展に際して与えられた特許証、そ

として著作権の三種類に分類している。Ibid., pp. 21-28. 本稿では最後の著作権の印刷特認権のみ扱うとする。

- (8) “[...] non possit facere amodo ad annos quatuor in simili forma, [...]” Fulin, Rinaldo, “Documenti per servire alla Storia della Tipografia Veneziana”, *Archivio Veneto*, 23, 1882, p. 143, no. 105; Schulz, J., “Jacopo de' Barbari's View of Venice: Map Making, City Views, and Moralized Geography before the Year 1500”, *The Art Bulletin*, 60 (3), 1978, p. 473.
- (9) Witcombe, *op. cit.*, p. 336.
- (10) Ibid., p. 334; Gieseke, *op. cit.*, p. 40.
- (11) Griffiths, *op. cit.*, p. 101.
- (12) 江戸書「新聞成立期に於ける印刷監督制度について」『国際広報メディア・観光学会ジャーナル』二二二号、二〇一六年、九八頁。Eisenhardt, U., *Die kaiserliche Aufsicht über Buchdruck, Buchandel und Presse im Heiligen Römischen Reich Deutscher Nation (1496–1806)*, Karlsruhe, 1970, p. 10.
- (13) フォーブル／ペルタン『前掲書』一九頁。Koppitz, *op. cit.*, 2008, pp. viii-ix. フォーブルとペルタンはローマ帝国の印刷特認権について、特にそのハイヤンヘルと江戸の鑑考の相違についてや参照。Schottenloher, K., “Die Druckprivilegien des 16. Jahrhunderts”, *Gutenberg-Jahrbuch*, 8, 1933, pp. 89-110; Koppitz, *op. cit.*, 1997, pp. 41-52; Witcombe, *op. cit.*, pp. 332-33; Griffiths, *op. cit.*, p. 106.
- (14) Pütter, J. S., *Der Büchernachdruck nach ächten Grundsätzen des Rechts geprüft*, Göttingen, 1774, p. 170; Witcombe, *op. cit.*, p. 332; Gieseke, *op. cit.*, p. 41; Koppitz, *op. cit.*, 1997, pp. 41-42; Koppitz, *op. cit.*, 2008, p. IX; Kawohl, F., “Commentary on Imperial Privileges for Conrad Celtis (1501/02)”, *Primary Sources on Copyright (1450-1900)*,

ed. by L. Bently and M. Kretschmer, 2008. (www.copyrighthistory.org). 2021. 12. 30 閲覧。

- (15) Schottenloher, *op. cit.*, p. 89; Koppitz, *op. cit.*, 1997, p. 42.
- (16) Gieseke, *op. cit.*, p. 43; Witcombe, *op. cit.*, p. 84; Württemberg, *op. cit.*, p. 187; Pon, *op. cit.*, pp. 64-65.
- (17) “Impressum Nunberge per Albertum Durer Pictorem/ Anno christi Millesimo quingentesimovndecimo” Chelidonium, B., *Pessio Christi ab Alberto Durer Nurebergensi effigiata*, Nuremberg, 1511. Munich, Bayerische Staatsbibliothek. (<https://www.digitale-sammlungen.de/view/bsb00000462?page=79>) 2024. 1. 10 閲覧。
- (18) 江戸印刷特認権の本文の十八世紀に作成された写本にマニエレンのハイエルン州立文書館に保管されている。Witcombe, *op. cit.*, p. 84, no. 27. そのテキストは、江戸の書に収録されている。Ruppich, H., *Dürers Schriftlicher Nachlass*, 1, Berlin, 1956, pp. 76-77, no. 23.
- (19) 書籍機関の成立と関係を示している。フォア参照。Koppitz, *op. cit.*, 1997, p. 42; Koppitz, *op. cit.*, 2008, p. ix; Gross, L., *Die Geschichte der deutschen Reichshofkanzlei von 1559 bis 1806*, Vienna, 1933, p. 191, et passim. 江戸『前掲書』一〇八頁。
- (20) Koppitz, *op. cit.*, 1997, p. 42. 江戸の文書について、コッピッツは索引や説明文の書が出版されている。Koppitz, *op. cit.*, 2008. 本稿はフォアとリーにより翻刻されている。本稿で用いているのは、ヴォルテリニ、H. v. ed., “Urkunden und Regesten aus dem k. u. k. Haus- Hof- und Staatsarchiv in Wien”, *Jahrbuch der Kunsthistorischen Sammlungen in Wien*, 13, 1892, pp. XXVI-CLXXIV; Voltolini, H. v. ed., “Urkunden und Regesten aus dem k. u. k. Haus- Hof- und Staatsarchiv in Wien”, *Jahrbuch der Kunsthistorischen Sammlungen in Wien*, 15, 1894, pp. XLIX-CLXXIX; Voltolini, H. v.

- ed., "Urkunden und Regesten aus dem k. u. k. Haus- und Staats-Archiv in Wien", *Jahrbuch der Kunsthistorischen Sammlungen in Wien*, 19, 1898, pp. I-CXVI.
- (12) Koppitz, *op. cit.*, 1997, p. 44. 以下の請願者に関する「*キム・ジ・コ・ジ*」の書や参照した。 *Ibid.*, pp. 44-46; Koppitz, *op. cit.*, 2008, pp. XI-XII. 以下「前掲書」一〇八頁。
- (22) Koppitz, *op. cit.*, 1997, p. 46.
- (23) *Ibid.*, pp. 43-44; Koppitz, *op. cit.*, 2008, pp. xv-xvi; Gieseke, *op. cit.*, pp. 60-61.
- (24) Griffiths, *op. cit.*, p. 101.
- (25) *Ibid.*, pp. 86-87, 100. 印刷特認権の発注を示す一文は「省略した形に記載された。その表記の一覧以上の書に挙げられていない」。 Stijman, A., "Terms in Print Addresses: Abbreviations and Phrases on Printed Images 1500-1900" (The updated version of Appendix 3 in his *Engraving and Etching 1400-2000: A History of the Development of Manual Intaglio Printing Processes*, London and Houten, 2012, pp. 413-418). (<https://www.delineavit.nl/wp-content/uploads/Terms-in-print-addresses.pdf>) 2023. 12. 30 閲覧。
- (26) Griffiths, *op. cit.*, p. 103. コムニンの「作曲家の印刷特認権が多く認めらるる理由として、宮廷や帝国都市の印刷局とのつながりを挙げている」。 Koppitz, *op. cit.*, 1997, p. 45.
- (27) 川上「前掲書」(一)―(八)頁。
- (28) 請願書と推薦書とズレで翻刻をしよう。 Volteini, *op. cit.*, 1894, p. LXXX, no. 11938; *Ibid.*, pp. LXXX-LXXXI, no. 11939; Limouze, *op. cit.*, pp. 413-4, nos. 4-5.
- (29) Limouze, *op. cit.*, p. 414.
- (30) キム・ジ・コ・ジ「各巻に異なる言語の版がある」。 Hollstein, F.W.H. et al., *Dutch & Flemish Etchings, Engravings and Woodcuts 1400-1700*, 6, Amsterdam, 1959, p. 214, no. 17.
- (31) Volteini, *op. cit.*, 1894, p. CLXIII, no. 12459.
- (32) Meder, J., *Dürer-Katalog*, Vienna, 1932, p. 70, no. 3-18; Schoch, R., Mende, M., Scherbaum, A., *Albrecht Dürer: das druckgraphische Werk*, 1, Munich, London, New York, 2001, p. 125.
- (33) Volteini, *op. cit.*, 1894, p. CVI-CVII, no. 12091.
- (34) "Ein klein bethüchlin in schwarz leder, die figurlein vom miniatur, vast uff A. Dürers manier." Bauer, R., Haupt, H., "Das Kunstkammerinventar Kaiser Rudolfs II., 1607-1611", *Jahrbuch der kunsthistorischen Sammlungen in Wien*, 72, 1976, p. 139, no. 2796.
- (35) 上の版画は国際的に多くの印刷特認権を得て、版を重ねている。 Wiccombe, *op. cit.*, pp. 265-6, 316; Bury, J., "Review: Philip II and the Escorial", *Print Quarterly*, 8 (1), 1991, p. 78. そのため「オーストリア国立図書館に所蔵された一五八四年版の版画が帝国の印刷特認権を得た版であるかは更なる調査が必要である」。
- (36) 以下「印刷特認権を得て送付された印刷物が宮廷図書館に移された可能性が、間接的に示唆されている」。 Koppitz, *op. cit.*, 1997, p. 44. キム・ジ・コ・ジ「提出された見本が帝室図書館を満たすための適当な手段だったことを示している」。 Eisenhardt, *op. cit.*, p. 13.
- (37) 同書に「*キム・ジ・コ・ジ*」註20を参照。
- (38) Volteini, *op. cit.*, 1892, p. CXXXVII, no. 9345; Koppitz, *op. cit.*, 2008, p. 230, no. 58. 上の版画について「註55の書とズレを参照」。 Pollak, M. D. et al., *The Mark J. Millard Architectural Collection*, 4, *Italian and Spanish Books*, New York, 2000, p. 158.
- (39) 王立サン・ロレンソ・デ・ホル・マスコリアル修道院の「*キム・ジ・コ・ジ*」。
- (40) Volteini, *op. cit.*, 1894, p. CV, no. 12086; Koppitz, *op. cit.*, 2008, p. 99,

no. 52. 一五九三年と一五九四年、一五九八年に該当する建築論が出版されたことは、三章で言及したとおりである。なお、『五本の柱の建築と分類：第一書』（シュトゥットガルト、一五九三年）を見ると、表題紙には“Mit Rö. Kay. Mägnad vnd freijheit/ auff 10 Jhar.”と記されており、神聖ローマ皇帝による十年間の印刷特認権を得たものと示している。出版された書物については、註30の書および以下の書を参照。Malgrave, H. F. et al., *The Mark J. Millard Architectural Collection*, 3: *Northern European Books*, New York, 1998, pp. 25, 27-28, 134-141, no. 28.

(41) 原文 *terminos*。正確な意味は不明だが、ここでは文脈その他から判断して柱頭と訳す。読者諸賢の批判をお待ちしたい。

(42) ケピスの奉獻画 (Tabula Cebetis) については、以下を参照。伊藤博明『空想の表象学』、ありな書房、二〇〇七年。一八九—一九九頁。

(43) Voltelini, *op. cit.*, 1894, p. CVII, no. 12092; Koppitz, *op. cit.*, 2008, p. 419, no. 18. 印刷特認権の対象となる書物は、三章で述べたところ、一五九三年にゲオルク・シェラーが印刷させた、デューラーの『銅版画受難伝』の挿絵が入った祈祷書と考えられる。

(44) Voltelini, *op. cit.*, 1894 p. CLXVIII, no. 12511; Koppitz, *op. cit.*, 2008, p. 330, no. 6.

(45) Voltelini, *op. cit.*, 1898, p. XLIX, no. 16493. リーンについて、ボトヤ参照。Hollstein, F. W. H. et al., *German Engravings, Etchings and Woodcuts ca. 1400-1700*, 34, Amsterdam, 1993, p. 146.

(46) Voltelini, *op. cit.*, 1898, p. LV, no. 16536; Koppitz, *op. cit.*, 2008, p. 455, no. 45.

(47) Voltelini, *op. cit.*, 1898, p. LXVIII, no. 16647; Koppitz, *op. cit.*, 2008, p. 552, no. 22. の特認権が付与された書籍については、『ボラティウスのエンブレム集 *Quinti Horatii Flacci Emblemata*』（アムステルダム、

一九七〇年）の可能性がある。書籍の本文末尾の表記から、複数の印刷特認権が付与されたことが分かり、神聖ローマ帝国のものも含まれる。オットー・ウェニウスについては以下を参照。Porteman, K., “Introduction”, Veen, O. v., *Amorum emblemata*, Aldershot, Hants, 1996, pp. 1-20; Miedema, H. ed., *Karel van Mander: The Lives of Illustrious Netherlandish and German Painters*, 6, Doornspijk, 1999, pp. 53-55. 尾崎彰宏、幸福輝、廣川曉生、深谷訓子編訳『カール・ファン・ブレンデル「北方画家列伝」注解』、中央公論美術出版、二〇一四年、三三—三三六、四三—六頁、註六九八。

(48) Voltelini, *op. cit.*, 1898, p. XCIV, no. 16887. 印刷特認権の対象となった版画連作は、『教養 *Wapenhandelinge van Roers Musqueten Ende Spiessen*』（一六〇七年）と指摘されている。Fleddt Kol, J. P., Leesberg, M. comp., Luijten, G. ed., *The New Hollstein: Dutch & Flemish Etchings, Engravings and Woodcuts ca. 1450-1700*, *The de Gheyn Family*, 2, Rotterdam, 2000, pp. xxxv, xli, n. 74. 序章と異なり、デ・ゲイン二世の画業を示すページでは、一六二〇年に印刷特認権を「申請」したところになっているが、一六〇八年の誤記と推測される。Ibid., *op. cit.*, p. 27. 前掲版画は以下を参照。Ibid., pp. 159-207, nos. 340-457.

(49) Voltelini, *op. cit.*, 1898, p. CVII, no. 16975; Koppitz, *op. cit.*, 2008, p. 178, no. 16.

(50) サネター一族の印刷特認権を得た版画については以下を参照。Witcombe, *op. cit.*, pp. 315, 321-323.

(51) 川上「前掲書」(2) 頁、註28。

(52) Fleddt Kol, J. P. comp., Luijten, G., Schuckman, C. ed., *The New Hollstein: Dutch & Flemish Etchings, Engravings and Woodcuts ca. 1450-1700*, *The Muller Dynasty*, 2, Rotterdam, 1999, pp. 23-24.

川上恵理（かわかみ・えり）

二〇一一年 神戸大学文学部卒業

二〇一六年 日本学術振興会特別研究員（DC2）

二〇一九年 神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程修了（博士

〔文学〕

二〇二一年 郡山市立美術館学芸員

表 1

特認権 発行年月日	請願年月日	授与された版画家・人物	文書内に記載された 授与者に関する土地	文書内に記載された 職業	有効 期間 (年)	過料 (Mark Gold)	印刷物 の提出 部数	対象
1580 年 10 月 12 日	1580 年 10 月 7 日以前	ベルンホルト・ヨビン Berdnhard Job (b) in	テウダスブルク市民 請願時：ストラス ズール市民	木版画家	10	10	2	マクシミリアン 2 世が 1570 年 と 1573 年に授与した、2、3 冊 の本と彫られた人物像に対する 印刷特認権の 10 年間の延長
1581 年 1 月 21 日	1581 年 1 月 21 日以前	カスパー・ルツ Caspar Rutz (Ruth)	ケルン市民		6		2	男女の図像と肖像、服装につい て (『世界の多様な人々の装束 <i>Habitus variarum orbis gentium</i> 』1581)
1581 年 1 月 27 日	1580 年 5 月 20 日	ヤン・サデラー Jan Sadeler	請願時：アントウエ ルベシ		10		2	版画 ⁽⁵⁰⁾
1582 年 5 月 15 日		ゲオルク・ハス Georg Haas [Haas, Has (e)]		宮廷指物師		20	3	工芸家具職人の仕事に関する書 物
1584 年 6 月 7 日		フアン・デ・エレーラ Juan de Herrera				10	3	エル・エスコリアル修道院の下 図 (H. VII 43-54; 本稿註 35, 38)
1590 年 4 月 1 日		ヨリス・フフナーヘル Joris (Georg) Hoefnagel			16	10	3	優美な描写であるばかりか、ヒ エログリフ的で神秘的な解釈、 あるいは道徳的解釈を備える図 像 (『人類という種の賛美 <i>Solusgeneris humani</i> 』1590) ⁽⁵¹⁾
	1592 年 5 月 11 日以前	ヴェンデル・ダイーターリン Wendel Dieterlin	ストラスズール	シエトウツトガルト のヴェルテンベルク 公の画家	10			建築に関する 7 冊の書と 280 枚 の版画から成る作品 (H. VI 17; 註 30, 40)
1592 年 5 月 29 日	1592 年 5 月 29 日以前	ゲオルク・パロイター Georg Pareuter		(故) フランシス皇太 后エリザベート・ トートリシエの製本 師	10		2	オーストリア家のローマ皇帝の 家系についての小冊子およびア ルフレヒト・デューラーの受難 伝の図像 ⁽⁴³⁾

特 認 権 発行年月日	請願年月日	授与された版画家・人物	文書内に記載された 授与者に関する土地	文書内に記載された 職業	有効 期間 (年)	過料 (Mark Gold)	印刷物 の提出 部数	対象
1593 年 3 月 20 日		ヤン・サデラー Jan Sadeler ラッフェル・サデラー Raphael Sadeler			10		2	版画
1595 年 4 月 12 日		ヘンドリック・ホルツィウス Hendrik Goltzius			6	10	3	版画
1599 年 2 月 20 日		ガブリエル・クラマー Gabriel Kram (m) er			5		3	5本の柱からなる建築に関する 作品 (H. XIX 1-28)
1600 年 3 月 14 日		バルタ・マインペック (故、 ウル・マインペックの未亡人) Martha Mainpeck	マインバッハ	帝国宮廷宰相府ラテ ン局書記官	5	5		皇帝ならびにローマ人の王たちの 似姿
1601 年 2 月 21 日		エギディウス・サデラー Aegidius Sadeler ラッフェル・サデラー Raphael Sadeler ユストゥス・サデラー Justus Sadeler			10	10	2	銅版画
1601 年 3 月 24 日		ヤーコブ・マタム Jacob Matham				10	3	銅版画 (NH [Matham] I.33, 203 他)
1601 年 8 月 14 日	1601 年 4 月 30 日	ヨハン・ジーンマッハー Johann Sibmacher	ニュルンベルク市民	彫刻師 (Graveur) 請願書：腐食銅版画 家 (Radierer)	5	10		銅版に彫られた手本帳 (H. LXII 1203-1262)
	1604 年 8 月 11 日以前	アンドレアス・リール (子) Andreas Riehl (Rühl, Riel, Rihel, Ruhl, Ryll, Ruhl, Rübel, Rühl)	アンスバッハ	アラントンブルク侯 の肖像画家				肖像版画

特認権 発行年月日	請願年月日	授与された版画家・人物	文書内に記載された 授与者に関する土地	文書内に記載された 職業	有効 期間 (年)	過料 (Mark Gold)	印刷物 の提出 部数	対象
	1605 年 3 月 20 日以前	アンドレス・リール (子) Andreas Riehl (Rühl, Riel, Rihel, Ruhl, Ryl, Ruhl, Rühej, Rihl)	アンスバッハ	フランツェンブルク侯 の肖像画家				肖像版画
1606 年 1 月 21 日		ヤン・ミュラー Jan Muller	アムステルダム市民		6	6	若干数 (einig)	主の降誕に関するある図像 (NH [Muller Dynasty] II.65) ⁽⁶²⁾
1606 年 9 月 1 日		オットー・ウエニウス Otto Vaenius				10	3	さまざまな図像 (H. XXXII 77- 179; 註 47)
		ドミニクス・クストス Dominicus Custos ルーカス・キリアン Lucas Kilian			10	10	2	彼らがこれまでに制作した版画 と、この先制作するか、あるいは 修正するであろう 版画 (H. VI 68?)
1608 年 1 月 16 日	1607 年 10 月 16 日以前	ヴォルフガング・キリアン Wolfgang Kilian ラファエル・クストス Raphael Custos	アウクスブルク市民	銅版画家				
	1608 年 10 月 30 日以前	ジャック・デ・ヘイン 2 世 Jacob de Gheyn II			6 (希望)			版 画 (NH [de Gheyn Family] II.340-457; 註 48)
	1609 年 1 月 14 日以前	ヴァイルヘルム・ホフマン Wilhelm Hoffmann	フランクフルト・ア ム・マイン市民		10 (希望)			花火と銃器に関する美術書
1610 年 2 月 11 日		ジャック・デ・ヘイン 2 世 Jacob de Gheyn II			10	10	3	自らの労力と支出により銅板に 彫版され、たぐいまれなる熱意 で彫琢されたある図像 (NH [de Gheyn Family] I.157-158?)
	1611 年 12 月 17 日	ゲオルク・リディンガー Georg Ridi (n) ger		マインツ選帝侯ヨハ ン・シュヴァイクアー ト・フオン・クロー ンベルクの建築家 (Baumeister)	15 (希望)			アシヤツェンブルク城の銅版 画 (『ヨハン・シュヴァイクアー ト 侯 の 城 <i>Palatium johannis suicardi principis</i> 』 1611)

H: Hollstein, NH: New Hollstein